

# 水道料金の改定について

令和 8 年 3 月

大 船 渡 市

## 目 次

1	改定の理由	3
2	給水需要予測及び建設改良計画	3
(1)	給水需要予測	3
(2)	建設改良計画	4
3	水道料金の改定及びメーター使用料の廃止	6
(1)	改定時期	6
(2)	料金算定期間	6
(3)	料金算定方法	6
(4)	総括原価の算定	6
(5)	料金体系	7
(6)	料金改定案	8
(7)	激変緩和のための措置	9
4	県内他市との料金比較	10
5	料金改定後の財政見通し	12
(1)	収益的収支	12
(2)	現行料金と改定料金による比較	12
(3)	資本的収支	13
(4)	コスト縮減の取組	14
6	新旧水道料金比較表	15
(1)	家事用	15
(2)	団体用	15
(3)	営業用	15
(4)	工場用	15

# 水道料金の改定について

## 1 改定の理由

現在の当市の水道料金は、令和3年4月に改定したもので、この間、市内経済に配慮するとともに、経常経費の節減、建設改良事業の平準化、アセットマネジメントによる施設の長期的な更新計画の検討などにより、現行料金を維持してきました。

令和6年4月には、水道事業を将来にわたって安定的で持続可能とするため、旧大船渡市内の水道事業と旧三陸町内の簡易水道事業を統合しており、統合に際し策定した「大船渡市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）」では、経営基盤の強化を目的とし、令和8年度に平均14%の料金引上げ改定が必要と試算したところです。

このような中、昨今の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な給水人口の減少に伴う給水収益の減少や、物価、エネルギー及び人件費の高騰による営業費用の増大のほか、昭和40年代中期以降の高度経済成長期に集中的に布設された管路の更新時期を迎えること、頻発する自然災害への対応などにより、非常に厳しい状況となっています。

このことから、今後の水道事業の健全経営の確保と、安定的かつ持続的な水道水の供給を図るため、水道料金等の改定を行うものです。

## 2 給水需要予測及び建設改良計画

### (1) 給水需要予測

水道事業は、需要に応じて水を供給する事業であり、令和9年度から令和13年度までの給水人口及び有収水量を次のとおり予測しています。

給水人口は、おおむね経営戦略どおりの減少傾向で推移しています。今後も自然減により年2.0%程度の減少傾向が続くものと見込んでいます。

有収水量（料金徴収の対象となった水量）は、コロナ禍の令和2年度に需要が高まったものの、継続して減少傾向にあり、今後も同様に年1.5%程度の減少が続くものと見込んでいます。

[給水人口・有収水量の予測]

区分・年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
給水人口(人)	30,560	29,917	29,391	28,826	28,289	27,743	27,170
前年度比増減(人)	△427	△643	△526	△565	△537	△546	△573
増減率(%)	△1.4	△2.1	△1.8	△2.0	△1.9	△2.0	△2.1
有収水量(千 $\text{m}^3$ )	3,168	3,047	3,018	2,960	2,922	2,884	2,842
前年度比増減(千 $\text{m}^3$ )	66	△121	△29	△58	△38	△38	△42
増減率(%)	2.1	△4.0	△1.0	△2.0	△1.3	△1.3	△1.5

## (2) 建設改良計画

前回の改定時期である令和3年度以降は、東日本大震災に係る災害復旧事業のほか、第4浄水場に関連した未給水地域解消事業として、立根町及び日頃市町への送水管・配水管布設や標高の高い地区へ水を供給するためのポンプ場整備などを実施してきました。

今後の建設改良事業は、老朽化に伴う送水管・配水管の布設替え、機械電気計装設備等の更新・改修を計画的に実施し、施設の長寿命化のほか災害時の活動拠点となる避難所等の重要給水施設の配水管の耐震化により防災機能の強化を図ります。

また、布設替えや更新に当たっては、水需要の減少を踏まえ適正な規模や能力にダウンサイジングやスペックダウンしながら工事を実施し、将来投資経費の削減に努めていきます。

なお、令和9年度から令和13年度までの今後5か年間の整備事業を次のとおり計画しています。

### ア 施設整備事業（事業費 427 百万円＝令和13年度までの概算。以下同じ。）

近年、第2浄水場の水源（浅井戸）の能力が低下傾向であり、渇水期には取水が不安定な状況が発生するため、第2浄水場系の配水区域の一部を第4浄水場系に切り替え、井戸の負担を軽減させるための施設整備工事を実施します。

また、災害などにより停電した場合でも、安定して水の供給ができるようにするため、必要な浄水場やポンプ場に自家発電装置を設置し、浄水・送水施設の機能強化を図ります。

（単位：百万円）

No.	事業名等	場所	予定期間	R9～13 事業費
1	久名畑配水系配水管減圧弁設置	猪川町	9年度	61
2	久名畑配水系配水管切替 ほか	猪川町	10年度	153
3	自家発電装置設置	猪川町ほか	9年度	213
	計			427

### イ 改良更新事業（事業費 1,757 百万円）

優先度の高い盛町・大船渡町・赤崎町・三陸町綾里・三陸町越喜来における老朽管（送水管・配水管）の更新事業を実施し、管路の長寿命化及び耐震化を図ります。

このうち、避難所等の重要給水施設の配水管更新には、国の防災・安全交付金を活用することで財政負担の軽減を図ります。

また、安全で安定した水の供給をするために、各浄水場等の老朽化した機械電気計装設備の更新・改修等を実施します。

(単位：百万円)

No.	事業名等	場所	予定期間	R9～13 事業費
1	中井第1・第2配水系配水管布設替【重要給水】	盛町、赤崎町	9～13年度	347
2	大船渡第1配水系配水管布設替【重要給水】	大船渡町	13年度	30
3	浪板地区送配水管布設替【重要給水】	三陸町越喜来	9～13年度	150
4	旧綾里簡水送配水管布設替	三陸町綾里	9～10年度	89
5	国の電線共同溝工事に伴う配水管移設	立根町	9～11年度	320
6	機械電気計装設備更新 ほか	市内	9～10年度	821
	計			1,757

合計 (ア～イ)			2,184
----------	--	--	-------

※事業費には工事費のほか、調査設計費等を含む。

### 3 水道料金の改定及びメーター使用料の廃止

(1) 改定時期 令和8年10月（令和8年9月使用分から適用）

(2) 料金算定期間 令和9年度から令和13年度まで（5年間）

#### (3) 料金算定方法

公益社団法人日本水道協会が策定する「水道料金算定要領」に基づき、料金算定期間における事業運営に必要な経費の額に見合った料金水準を定める総括原価方式で算定します。

なお、料金算定期間における給水需要予測と建設改良計画を前提として推計した営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えた額を総括原価とし、当該総括原価を水道料金に配分し、改定料金を算定しています。

#### (4) 総括原価の算定

料金算定期間における総括原価を次表のとおり4,275,969千円と算定しました。

(単位：千円)

区 分		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合 計	
営業費用	維持管理費	人件費	100,959	102,715	104,503	106,321	108,171	522,669
		動力費	59,488	58,857	58,637	58,407	58,104	293,493
		修繕費	32,532	37,969	36,116	52,105	57,377	216,099
		薬品費	6,031	5,967	5,944	5,921	5,890	29,753
		その他維持管理費	194,254	198,812	203,479	208,259	213,155	1,017,959
		減価償却費	628,446	649,833	664,060	666,149	654,206	3,262,694
		資産減耗費	28,049	26,785	12,012	7,561	14,022	88,429
	計	1,049,759	1,080,938	1,084,751	1,104,723	1,110,925	5,431,096	
	控除項目	その他営業収益	44,650	45,176	45,720	46,282	46,863	228,691
		受取利息及び配当金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
		他会計補助金	109,444	148,202	180,044	205,752	227,570	871,012
		長期前受金戻入	124,902	126,238	125,085	124,208	117,663	618,096
		雑収益	4,345	5,368	3,867	3,861	5,047	22,488
計	285,341	326,984	356,716	382,103	399,143	1,750,287		
差 引	764,418	753,954	728,035	722,620	711,782	3,680,809		
資本費用	支払利息	105,737	106,779	111,062	107,498	103,098	534,174	
	資産維持費 ※	12,597	12,560	12,296	11,903	11,630	60,986	
	計	118,334	119,339	123,358	119,401	114,728	595,160	
総括原価	882,752	873,293	851,393	842,021	826,510	4,275,969		
給水収益	735,854	721,674	712,527	703,205	693,019	3,566,279		
必要料金改定率	$\frac{(\text{総括原価} / \text{給水収益} - 1) \times 100}{(4,275,969 \text{千円} / 3,566,279 \text{千円} - 1) \times 100}$					19.9%		

総括原価を充足するために必要な現行料金による給水収益の改定率は、**19.9%**と算出しました。

※ 資産維持費：施設維持のために建設・改良、企業債(借入金)の償還等に充当すべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定したもの

## (5) 料金体系

### ア 水道料金

現行の口径別・用途別併用の料金体系は、主に生活用水の低廉化を図るため採用しています。

今回の料金改定では、口径別・用途別併用の料金体系を継続しますが、用途間の料金の格差を一定程度是正し、次回以降の改定において、全国的に広く採用されている、より公平性の高い口径別料金体系へ移行することを見据えたものとします。

### (ア) 給水口径区分

13、20、25、30、40、50、75、100、150、200、250mm

ただし、用途が限定される浴場用、工場用、臨時用及び船舶用の料金体系は、現在の給水区分を継続します。

### (イ) 料金区分

基本料金及び超過料金（二部料金制）

### イ メーター使用料の廃止

メーター使用料は、水道メーター購入費、交換委託料、検針委託料などの固定費に充てることを目的に設定していましたが、現在では、基本料金に統合することが一般的となっていることから廃止します。

### 水道メーターの口径と料金について

口径が大きい水道メーターの利用者は、一度に多量の水を使うことができることから施設の設備等にかかる経費をより多く負担する料金設定となっています。

利用者が必要とする水の量を安定して供給するためには、最も水が多く使われるときでも送水量に不足が生じないよう一定の給水能力を維持する必要があり、相応の経費がかかっています。

## (6) 料金改定案

### ア 水道料金

口径	用途	基本水量	現行料金(税抜き) 円		改定料金(税抜き) 円		増加額(税抜き) 円	
			基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	基本料金 (メーター使用 料を含む)	超過料金 (1㎡当たり)	基本料金	超過料金
13mm	家事用	10㎡まで	1,644	200	2,233	248	589	48
	団体会用		2,386	285	2,929	285	543	0
	営業用		2,572				357	
20mm	家事用	10㎡まで	1,644	200	2,336	248	692	48
	団体会用		2,386	285	2,929	285	543	0
	営業用		2,572				357	
25mm	家事用	10㎡まで	1,644	200	2,476	248	832	48
	団体会用		2,386	285	2,929	285	543	0
	営業用		2,572				357	
30mm	家事用	10㎡まで	1,677	200	2,863	248	1,186	48
	団体会用		2,598	285	3,937	346	1,339	61
	営業用							
40mm	家事用	10㎡まで	1,711	200	3,027	248	1,316	48
	団体会用		2,624	285	4,090	346	1,466	61
	営業用							
50mm	家事用	10㎡まで	1,745	200	3,485	248	1,740	48
	団体会用		2,650	285	4,538	346	1,888	61
	営業用							
75mm	家事用	10㎡まで	2,677	285	4,954	346	2,277	61
	団体会用							
	営業用							
100mm	家事用	10㎡まで	2,704	285	5,854	346	3,150	61
	団体会用							
	営業用							
150mm	家事用	10㎡まで	2,731	285	8,021	346	5,290	61
	団体会用							
	営業用							
200mm	家事用	10㎡まで	2,758	285	19,142	346	16,384	61
	団体会用							
	営業用							
250mm	家事用	10㎡まで	2,786	285	26,464	346	23,678	61
	団体会用							
	営業用							
共通	浴場用	200㎡まで	10,002	113	13,173	149	3,171	36
共通	工場用	200㎡まで	32,876	242	43,298	319	10,422	77
共通	臨時用	—	—	357	—	464	—	107
共通	船舶用	—	—	357	—	464	—	107

### イ メーター使用料(廃止)

口径	現行料金 円 (税抜き)	改定料金 円 (税抜き)	増加額 円 (税抜き)
13mm	157	0	△ 157
20mm	242	0	△ 242
25mm	357	0	△ 357
30mm	642	0	△ 642
40mm	742	0	△ 742
50mm	1,085	0	△ 1,085
75mm	1,400	0	△ 1,400
100mm	2,114	0	△ 2,114
150mm	3,871	0	△ 3,871
200mm	12,997	0	△ 12,997
250mm	18,995	0	△ 18,995

水道使用者の割合は、口径 25 mm以下の家事用の利用者が多く、全体の 85.9%を占めています(令和 8年 1月時点)。

今回の料金改定では、家事用・団体会用・営業用については、従来の用途別料金体系を維持しましたが、団体会用と営業用の料金を統一しました。

また、これまで低廉に設定していた口径 25 mm以下の家事用は、将来の口径別料金体系への移行を見据え、団体・営業用よりも引上げ幅を大きくし格差を縮めました。

**(7) 激変緩和のための措置**

今回の料金改定案では、平均改定率 19.9%の引上げとなりますが、激変緩和のため、口径・用途別の料金改定率が 17.5%を超えるもの（臨時用及び船舶用は除く。）については、1年目（令和8年10月分から令和9年9月分まで）の料金改定率を 17.5%とし、2年間で段階的に料金を引き上げます。

今回の料金改定案では、現行のメーター使用料を改定基本料金に上乗せして廃止します。改定による増加額等が比較しやすいように、この欄では現行基本料金と現行メーター使用料を合算して表示しています。

**1年目（令和8年10月分～令和9年9月分）※激変緩和措置**

**2年目（令和9年10月）以降**

口径	用途	基本水量	現行料金		改定料金		増加額		改定率		改定料金		増加額		改定率	
			基本料金+メーター使用料 税抜き	超過料金 (1㎡当たり) 税抜き	基本料金 税抜き	超過料金 (1㎡当たり) 税抜き	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金 (1㎡当たり) 税抜き	超過料金 税抜き	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
13mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	1,801	200	2,116	235	315	35	17.5%	17.5%	2,233	248	117	13	5.53%	5.53%
			2,543	285	2,929	285	386	0	15.2%	0.0%	2,929	285	0	0	0.00%	0.00%
			2,729	285	200	0	7.3%	0.0%								
20mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	1,886	200	2,216	235	330	35	17.5%	17.5%	2,336	248	120	13	5.42%	5.53%
			2,628	285	2,929	285	301	0	11.5%	0.0%	2,929	285	0	0	0.00%	0.00%
			2,814	285	115	0	4.1%	0.0%								
25mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	2,001	200	2,351	235	350	35	17.5%	17.5%	2,476	248	125	13	5.32%	5.53%
			2,743	285	2,929	285	186	0	6.8%	0.0%	2,929	285	0	0	0.00%	0.00%
			2,929	285	0	0	0.0%	0.0%								
30mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	2,319	200	2,724	235	405	35	17.5%	17.5%	2,863	248	139	13	5.10%	5.53%
			3,240	285	3,807	335	567	50	17.5%	17.5%	3,937	346	130	11	3.41%	3.28%
			2,453	200	2,882	235	429	35	17.5%	17.5%	3,027	248	145	13	5.03%	5.53%
40mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	2,453	200	2,882	235	429	35	17.5%	17.5%	3,027	248	145	13	5.03%	5.53%
			3,366	285	3,955	335	589	50	17.5%	17.5%	4,090	346	135	11	3.41%	3.28%
			2,830	200	3,325	235	495	35	17.5%	17.5%	3,485	248	160	13	4.81%	5.53%
50mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	2,830	200	3,325	235	495	35	17.5%	17.5%	3,485	248	160	13	4.81%	5.53%
			3,735	285	4,389	335	654	50	17.5%	17.5%	4,538	346	149	11	3.39%	3.28%
			4,077	285	4,790	335	713	50	17.5%	17.5%	4,954	346	164	11	3.42%	3.28%
100mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	4,818	285	5,661	335	843	50	17.5%	17.5%	5,854	346	193	11	3.41%	3.28%
			6,602	285	7,757	335	1,155	50	17.5%	17.5%	8,021	346	264	11	3.40%	3.28%
			15,755	285	18,512	335	2,757	50	17.5%	17.5%	19,142	346	630	11	3.40%	3.28%
250mm	家事用 団体用 営業用	10㎡まで	21,781	285	25,593	335	3,812	50	17.5%	17.5%	26,464	346	871	11	3.40%	3.28%
			10,159	113	11,752	132	1,593	19	15.7%	16.8%	13,173	149	1,421	17	12.09%	12.88%
			10,244				1,508		14.7%							
工場用	200㎡まで	10,359	242	38,629	284	5,011	42	14.9%	17.4%	43,298	319	4,669	35	12.09%	12.32%	
		10,644				5,111		15.2%								
		10,744				5,011		14.9%								
		11,087				4,668		13.7%								
		11,402				4,353		12.7%								
		12,116				3,639		10.4%								
		13,873				1,882		5.1%								
		22,999				△ 7,244		△ 15.8%								
		28,997				△ 13,242		△ 25.5%								
		33,033				△ 157		皆減								
		33,118				△ 242		皆減								
		33,233				△ 357		皆減								
		33,518				△ 642		皆減								
33,618				△ 742		皆減										
33,961				△ 1,085	107	皆減	30.0%									
34,276				△ 1,400		皆減										
34,990				△ 2,114		皆減										
36,747				△ 3,871		皆減										
45,873				△ 12,997		皆減										
51,871				△ 18,995		皆減										
臨時用	-	157	357	0	464	△ 157	107	皆減	30.0%	0	464	0	0	0.00%	0.00%	
		242				△ 242		皆減								
		357				△ 357		皆減								
		642				△ 642		皆減								
		742				△ 742		皆減								
		1,085				△ 1,085		皆減								
		1,400				△ 1,400		皆減								
		2,114				△ 2,114		皆減								
		3,871				△ 3,871		皆減								
		12,997				△ 12,997		皆減								
船舶用	-	157	357	0	464	△ 157	107	皆減	30.0%	0	464	0	0	0.00%	0.00%	
		242				△ 242		皆減								
		357				△ 357		皆減								
		642				△ 642		皆減								
		742				△ 742		皆減								
		1,085				△ 1,085		皆減								
		1,400				△ 1,400		皆減								
		2,114				△ 2,114		皆減								
		3,871				△ 3,871		皆減								
		12,997				△ 12,997		皆減								

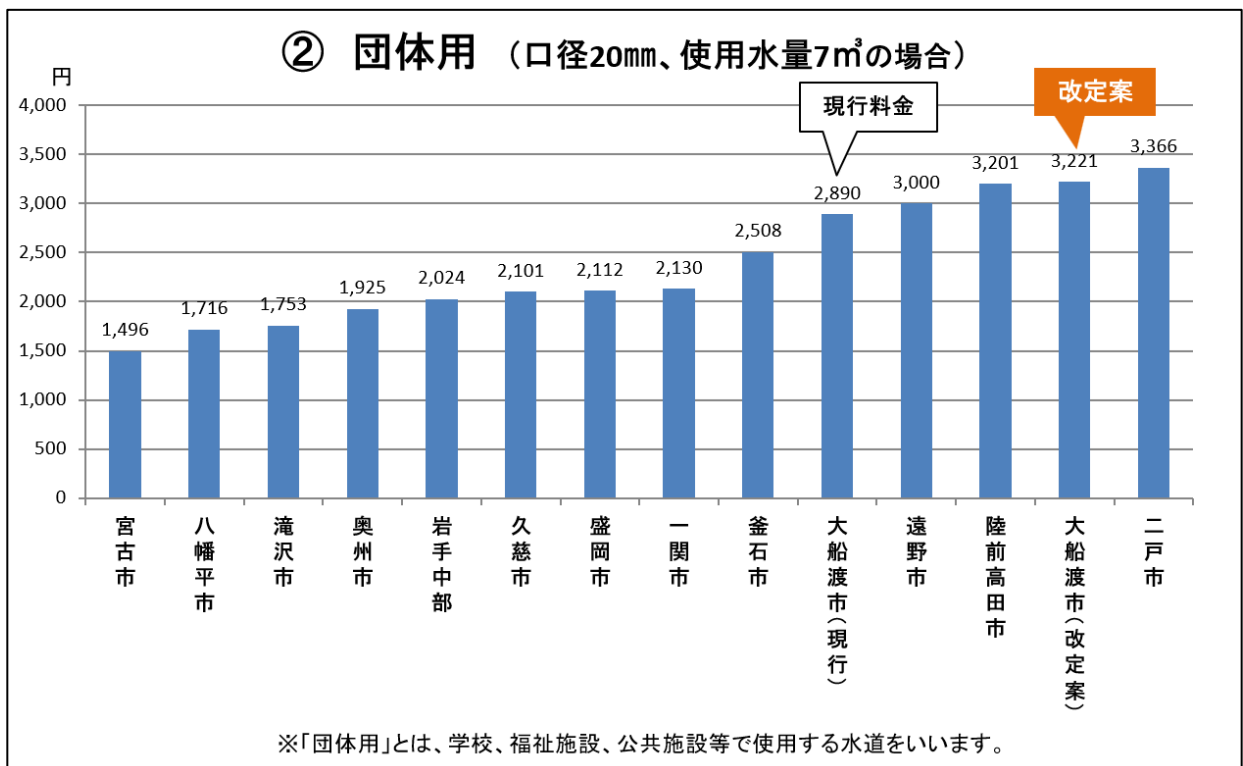
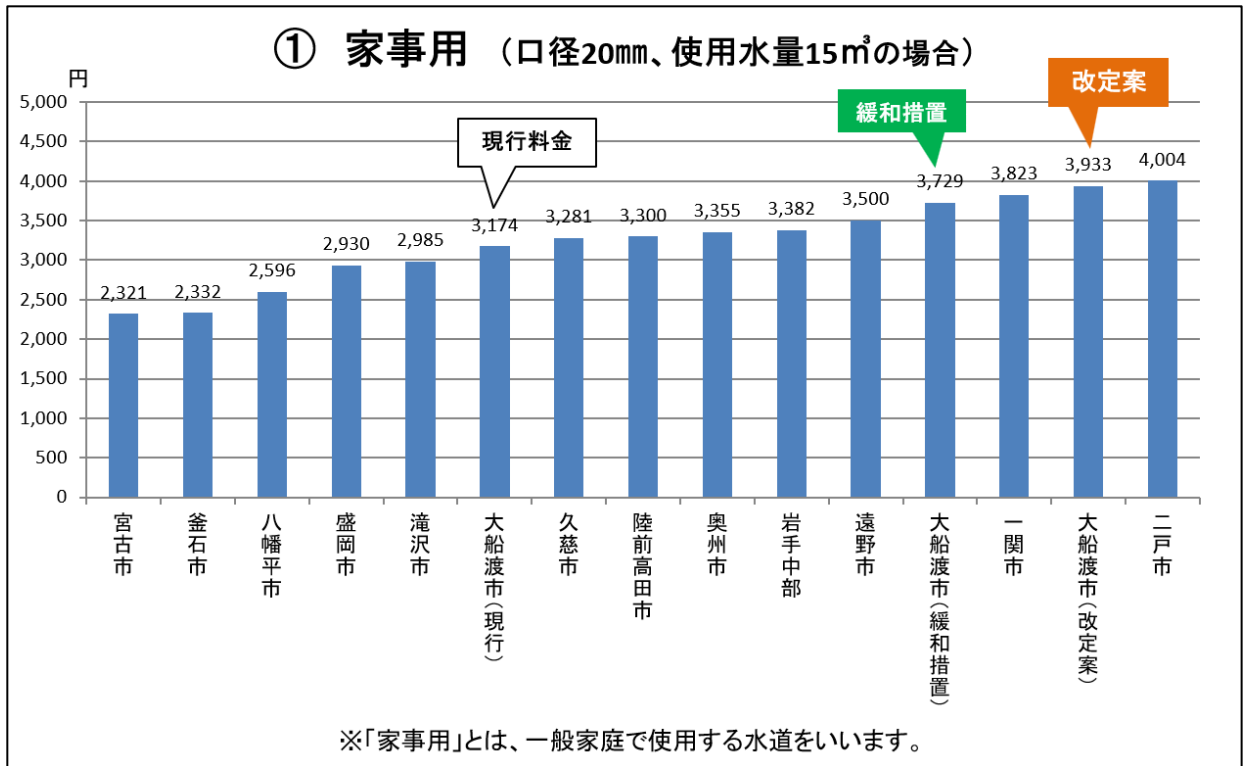
1年目の料金平均改定率 15.6%

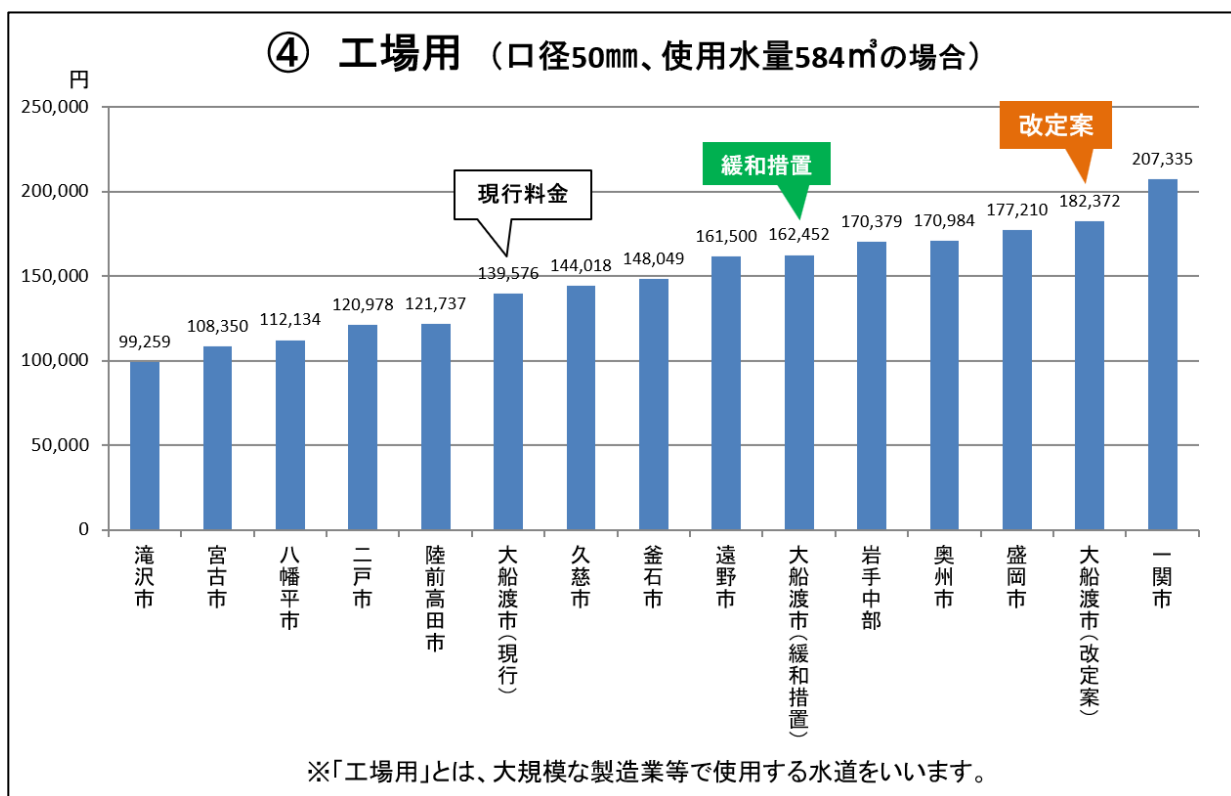
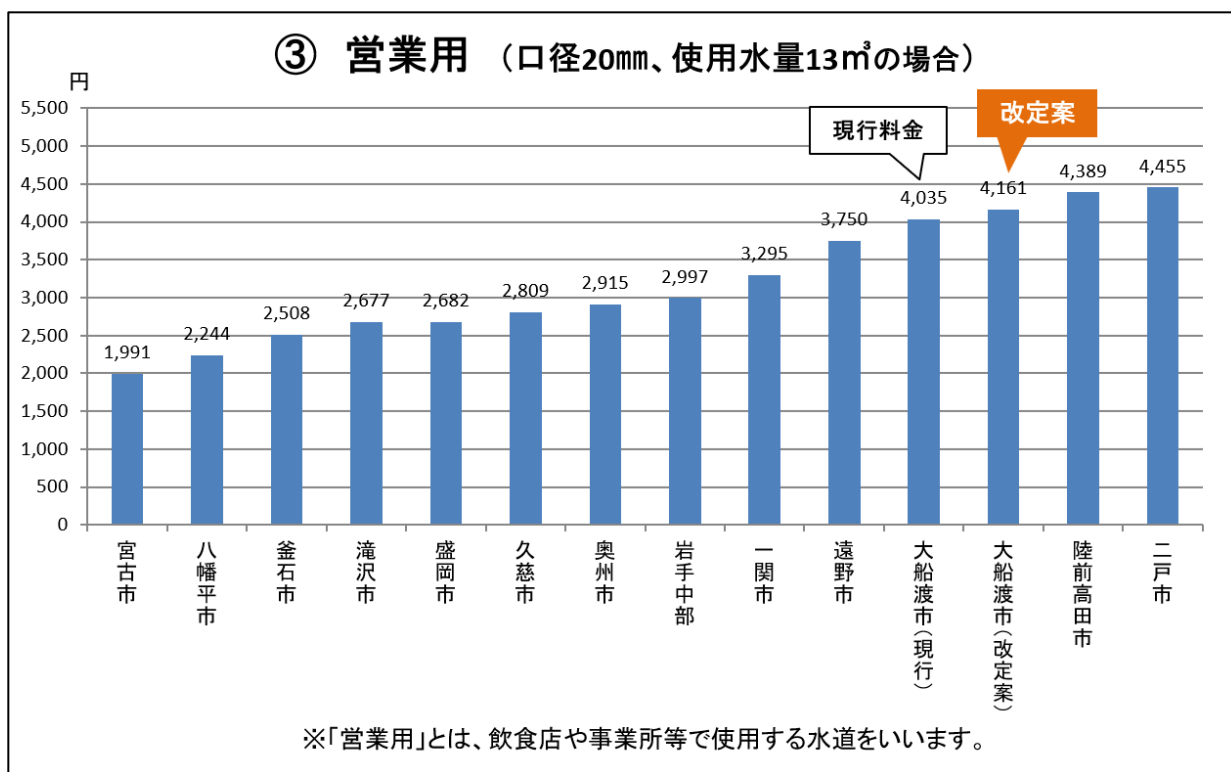
2年目以降の料金平均改定率 4.8%

#### 4 県内他市との料金比較

料金改定により、全般的に料金の水準が上昇することとなりますが、県内では、家事用料金で高い方から2番目（現在は8番目）、団体用で2番目（現在4番目）となるなど、おおむね上位の料金水準となる見込みです。

〔県内都市別料金比較〕 ※料金は月額（税込み）





## 5 料金改定後の財政見通し

改定案のとおり料金改定を行った場合の「収益的収支」の財政見通しは次表のとおりで、料金算定期間の5年間の料金収入で約7億円の増収となり、経営戦略で目標としている「収益的収支の損益黒字」と「給水収益の1年分程度の資金残高」が確保される見込みです。

### (1) 収益的収支（税抜き）

(単位:千円)

区分	年度	決算	予算ベース		推計期間					参考	
			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
水道事業収益		961,150	990,169	1,070,440	1,156,496	1,196,602	1,210,099	1,229,191	1,233,889	1,222,564	1,201,984
営業収益		783,253	747,144	763,864	915,805	914,795	899,103	893,370	881,609	873,511	862,721
給水収益		755,949	716,510	720,328	871,155	869,618	853,383	847,088	834,746	826,048	814,638
その他営業収益		27,304	30,634	43,536	44,650	45,177	45,720	46,282	46,863	47,463	48,083
営業外収益		177,897	243,025	306,576	240,691	281,807	310,996	335,821	352,280	349,053	339,263
受取利息及び配当金		766	200	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
他会計補助金		43,581	105,873	169,997	109,444	148,202	180,044	205,752	227,570	229,606	223,429
長期前受金戻入		117,774	121,786	118,768	124,902	126,238	125,085	124,208	117,663	115,739	111,865
雑収入		15,776	15,166	15,811	4,345	5,367	3,867	3,861	5,047	1,708	1,969
水道事業費用		1,005,064	1,078,045	1,147,928	1,155,495	1,187,717	1,195,813	1,212,221	1,214,023	1,196,050	1,205,680
営業費用		918,606	994,767	1,056,693	1,049,758	1,080,938	1,084,751	1,104,723	1,110,925	1,095,062	1,107,235
原水及び浄水費		98,884	115,143	129,235	120,371	121,569	125,155	126,773	128,377	129,943	131,693
配水及び給水費		138,178	145,649	164,834	147,565	154,961	153,223	171,374	178,838	161,133	165,886
受託工事費		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
総係費		119,869	132,287	135,624	125,327	127,789	130,302	132,866	135,482	138,151	140,876
減価償却費		556,834	582,126	606,218	628,446	649,834	664,059	666,149	654,206	658,117	657,670
資産減耗費		4,841	19,561	20,781	28,049	26,785	12,012	7,561	14,022	7,718	11,110
営業外費用		86,080	83,266	91,223	105,737	106,779	111,062	107,498	103,098	100,988	98,445
支払利息		77,556	83,266	91,223	105,737	106,779	111,062	107,498	103,098	100,988	98,445
雑支出		8,524	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失		378	12	12	0	0	0	0	0	0	0
<b>損益</b>		<b>△ 43,914</b>	<b>△ 87,876</b>	<b>△ 77,488</b>	1,001	8,885	14,286	16,970	19,866	26,514	<b>△ 3,696</b>
<b>資金残高</b>		<b>1,633,854</b>	<b>1,290,954</b>	<b>937,728</b>	<b>872,477</b>	<b>871,896</b>	<b>893,400</b>	<b>986,943</b>	<b>1,020,146</b>	<b>1,119,212</b>	<b>1,181,970</b>

### (2) 現行料金と改定料金による比較（税抜き）

(単位:千円)

区分	年度	決算	予算ベース		推計期間					参考	
			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
給水収益	現行料金 ①	755,949	716,510	662,376	735,854	721,674	712,527	703,205	693,019	681,714	672,299
	改定料金 ②	755,949	716,510	720,328	871,155	869,618	853,383	847,088	834,746	826,048	814,638
差引	②-①	0	0	57,952	135,301	147,944	140,856	143,883	141,727	144,334	142,339

「資本的収支」についても、剰余金残高は令和9年度以降に増加するものと見込んでいます。

### (3) 資本的収支（税込み）

（単位：千円）

区分	年度	決算	予算ベース(繰越含む)		推計期間				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
資本的収入		779,238	1,087,342	614,222	522,479	532,943	252,839	155,827	199,276
企業債		668,000	855,700	299,100	362,237	365,304	105,430	68,675	117,809
他会計出資金		50,350	54,920	89,087	58,523	61,439	56,723	52,673	48,908
他会計負担金		7,095	5,704	10,500	1,400	4,200	2,800	1,400	1,400
補助金		46,652	102,214	111,570	50,319	52,000	27,667	33,079	31,159
補償金		4,497	68,804	103,965	50,000	50,000	60,219	0	0
繰入金		2,644	0	0	0	0	0	0	0
工事負担金		0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出		1,241,438	1,876,255	1,228,464	1,180,148	1,147,699	850,013	668,623	782,423
建設改良費		794,436	1,407,519	758,837	704,048	664,006	389,116	229,294	367,756
建設及び改良費		421,324	547,475	753,459	414,630	554,357	373,527	224,705	357,167
水道施設整備事業費		372,661	856,517	4,789	288,829	109,060	15,000	4,000	10,000
営業設備費		451	3,527	589	589	589	589	589	589
企業債償還金		445,711	468,726	469,627	476,100	483,693	460,897	439,329	414,667
返還金		1,291	10	0	0	0	0	0	0
資本的収支不足額		△ 462,200	△ 788,913	△ 614,242	△ 657,669	△ 614,756	△ 597,174	△ 512,796	△ 583,147
企業債残高		7,887,053	8,274,027	8,103,501	7,989,638	7,871,249	7,515,783	7,145,128	6,848,270
剰余金残高		1,225,207	1,131,906	996,466	997,467	1,006,352	1,020,638	1,037,608	1,057,474
内									
減債積立金		710,096	610,870	417,170	350,919	341,453	341,453	341,453	341,453
建設改良積立金		665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000
利益積立金		105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
未処分利益剰余金		△ 254,889	△ 248,964	△ 190,704	△ 123,452	△ 105,101	△ 90,815	△ 73,845	△ 53,979

#### (4) コスト縮減の取組

##### ア 財政見通しに反映させたもの

###### (ア) 建設改良費の見直し

経営戦略では、料金算定期間である令和9年度から令和13年度までの建設改良費を約24.2億円と予定していましたが、経営戦略策定後の物価・人件費高騰、週休2日制への対応などに伴い、事業費が約1.5倍に膨らんでいます。

このため、更新対象施設の重要度や優先順の見直しなどにより工事を後年に繰り延べ、同期間の建設改良費を約21.8億円に見直しています。

###### (イ) 修繕費の削減

現在、給水契約を廃止した場合は、本管と給水管を切り離す分水止め工事を市が行っています。

しかし、これに要する修繕費が膨大となっていることから、道路の開削による分水止めを取りやめ、土地境界付近での簡易な分水止めに変更し修繕費を削減します。 1年当たり約8,000千円の削減見込み

###### (ウ) 人件費の削減

令和8年度から令和9年度にかけて職員2人を削減

1年当たり約13,000千円の削減見込み

##### イ 財政見通しに反映していないが取組を検討するもの

###### (ア) 検針方法の見直し

水道メーター検針は、毎月実施していますが、2か月に1回の検針に切り替えている団体が増えています。これは、検針に係る経費削減が大きな目的ですが、使用者の負担感が増すなど一定の課題もあることから、実施に当たっては、対策などの検討が必要となります。 1年当たり約14,300千円の削減見込み

###### (イ) 中止中メーターの検定満期交換の見直し

中止中の給水装置は、開始届があった場合に速やかに開始できるよう、水道メーターを常設しています。また、水道使用量が少なくても、計量法に規定する検定満期8年以内で水道メーターを交換しています。

現在、収益につながらない中止中の水道メーターは約2,400個あり、その維持費（水道メーター購入費、検定満期交換委託料、検針費用）が課題となっています。

中止中の給水装置の水道メーターを外した場合、開始届から実際に使用できるまでに、2～4週間の時間を要することから、直ちに全ての水道メーターを取り外すことは、使用者の利便性を考慮すると適当ではありませんが、長期間水道使用実績がない給水装置の水道メーターは、検定満期の交換を取り止めるなどの検討を進めます。 1年当たり約6,157千円の削減見込み

## 6 新旧水道料金比較表（計算例）

### (1) 家事用（口径20mm、使用水量15m<sup>3</sup>/月 一般家庭での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金	激変緩和措置	改定後の料金
基本料金（10m <sup>3</sup> まで）	1,808円	2,437円	2,569円
超過料金(15-10=5 m <sup>3</sup> )	220.00円×5 m <sup>3</sup> 1,100円	258.50円×5 m <sup>3</sup> 1,292円	272.80円×5 m <sup>3</sup> 1,364円
メーター使用料	266円	—	—
合 計	3,174円	3,729円	3,933円
差 額		555円増加 (増加率 17.49%)	204円増加 (増加率 5.47%)

### (2) 団体用（口径20mm、使用水量7 m<sup>3</sup>/月 団体用での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金	激変緩和措置	改定後の料金
基本料金（10m <sup>3</sup> まで）	2,624円	—	3,211円
超過料金(7-10=0 m <sup>3</sup> ) ※10m <sup>3</sup> 未満の場合は0 m <sup>3</sup>	313.50円×0 m <sup>3</sup> 0円	—	313.50円×0 m <sup>3</sup> 0円
メーター使用料	266円	—	—
合 計	2,890円	—	3,221円
差 額		—	331円増加 (増加率 11.45%)

### (3) 営業用（口径20mm、使用水量13m<sup>3</sup>/月 営業用での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金	激変緩和措置	改定後の料金
基本料金（10m <sup>3</sup> まで）	2,829円	—	3,221円
超過料金(13-10=3 m <sup>3</sup> )	313.50円×3 m <sup>3</sup> 940円	—	313.50円×3 m <sup>3</sup> 940円
メーター使用料	266円	—	—
合 計	4,035円	—	4,161円
差 額		—	126円増加 (増加率 3.12%)

### (4) 工場用（口径50mm、使用水量584m<sup>3</sup>/月 工場用での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金	激変緩和措置	改定後の料金
基本料金（200m <sup>3</sup> まで）	36,163円	42,491円	47,627円
超過料金(584-200=384m <sup>3</sup> )	266.20円×384m <sup>3</sup> 102,220円	312.40円×384m <sup>3</sup> 119,961円	350.90円×384m <sup>3</sup> 134,745円
メーター使用料	1,193円	—	—
合 計	139,576円	162,452円	182,372円
差 額		22,876円増加 (増加率 16.39%)	19,920円増加 (増加率 12.26%)